中間見直し案(最終処分率・再生利用率改善に係る排出者・処理業者指導)

1 平成25年度産業廃棄物実態調査

平成25年度産業廃棄物実態調査 では、発生抑制率は大幅改善、再生 利用率及び埋立処分率は悪化という 結果となった。

発生抑制率は,原単位の減少も同 様の減り幅であり、トレンドと排出 事業者の取組の結果であると考えら れるが、最終目標年度の平成32年 度は,経済施策や東京オリンピック の波及効果等が考えられ、特に建設 業での排出増が見込まれている。

一方で, 再生利用率及び埋立処分 率は、水道業や製造業では大幅な改 善が進んでいるが、建設業では、一 部排出事業者が排出した多量の廃プ ラスチック類が全量埋立されたり, 中間処分業者が混合廃棄物を十分な 選別をせず,安価な埋立処分で二次

目標値及び実績値

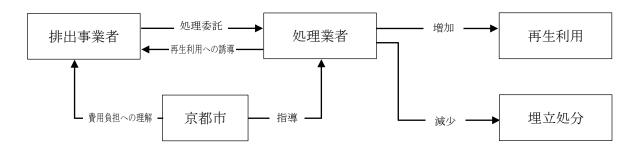
	H20	H25	H27	H32
	基準値	実績値	中間目標	最終目標
発生抑制率	基準値	▲21%	▲7%	▲12%
	(2,718千)	(2, 142千° _{>})	(2,528千°シ)	(2, 392千~)
再生利用率	44%	42%	45%	46%
埋立処分率	4. 30%	5. 10%	2.80%	2. 30%

業種別再生利用率 H25 H20 増 減 発生量比 再生利用率 再生利用率 電気・ガス・ 49.9 0.9 7.1 6.2 熱供給・水道業 建設業 33.6 92.3 85.2 **▲** 7.1 製造業 12.6 42.2 62.3 20.1 宿泊業・ 0.7 56.5 67.2 1.1 飲食サービス業 医療・福祉 0.7 48.3 22.8 **▲** 25.5 その他 2.5 73.6 70.4 **▲** 3.2 全体 100.0 43.7 42.4 **▲** 1.3

処理するなどにより、再生利用率の悪化を招いた。また、発生量に占める割合は少ないもの の、医療・福祉業では、感染性廃棄物発生量の増加に伴い、再生利用率が低下している。

2 改善スキーム

特に建設系廃棄物について、排出事業者には適正処理・再生利用の促進には適正な費用負 担が必要であることの理解を求め、処理業者には再生利用できる二次処理先を排出事業者 に提案する体制を整えるよう指導することを目指す。



3 具体的な取組

【着手済み】 ハウスメーカー,ゼネコン等への建設混合廃棄物の適正処理指導及び再生利用率向上に向けた啓発(平成25年度~)

【強 化】 多量排出事業者への再生利用率向上に向けた啓発(平成23年度~)

【新 規】 定期的立入検査及び指導における二次処理先の確認及び再生利用への誘導

【新 規】 排出事業者に向けた再生利用提案に係る処理業者への要請

4 計画修正文案

- 1 排出事業者に対する施策
 - 1 排出事業者への指導を充実【充実】

排出事業者に対する指導を、これまでの多量排出事業者(1千トン以上/年間)から 排出規模の小さい事業者に順次拡大して、適正な廃棄物の処理には十分な処理費用の負 担が必要なことについての理解を求めるとともに、3Rと適正処理の推進に向けた指導 を充実します。

- 2 処理業者に対する施策
 - 2 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施【充実】

適正処理と施設の良好な維持管理の確保について指導を徹底し、また、不適正処理を 未然に防止する<u>とともに、中間処理された廃棄物が再生利用されるよう促す</u>ため、すべ ての積替保管施設や処理施設への立入検査及び指導を定期的に実施します。

参考 本市域で発生する産業廃棄物の処理状況 (平成25年度)

